

Ⅲ 交通安全管理

児童生徒等が充実した学校生活を送るために、保護者や警察署等の関係機関、地域の人々との連携を図り、通学時の安全を確保することは重要である。

具体的には、安全な通学路の設定、設定した通学路による登下校の徹底、通学路の要注意箇所の把握・周知などを行う必要がある。

1 通学路の設定と安全確保

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学的手段に対応した安全管理が主な対象となる。

また、通学の安全確保には児童生徒等の行動が大きく関わるため、児童生徒等の行動の自己管理が極めて重要となる。したがって、安全管理だけでなく計画的な安全指導が不可欠であり、これらを密接に関連付けなければならない。

更に、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、責任をもって児童生徒等の指導に当たることが重要である。

通学路の設定とその安全確保に当たっては、交通事情のみならず、誘拐や傷害などの犯罪被害防止についても考慮するなど、安全な通学路を設定する。

なお、児童生徒等の通学路が一人一人違うため、保護者が状況等を把握し、児童生徒等に安全確保のための指導を行うことも重要である。

通学路の安全が恒常的に確保されるよう、交通安全施設の新設や改修などを含め、保護者、警察や地域の関係者等の協力も求めて、対策を講じていく必要がある。

項目	具体的な取組内容
通学路の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・歩車道の区別がある。 ・区別がない場合、交通量が少なく、児童生徒等の通行のための幅員が確保されている。 ・遮断機のない無人踏切を避ける。 ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、警察官等の誘導が行われたりしている。 ・人通りが少なく、外灯が少ない道を避ける。等
交通事故防止等に関わる安全確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する。 ・場所や状況により安全確保のための交通規則を要請する。 ・特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する。 ・障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する。 ・保護者、関係機関等との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立する。等

2 安全な通学方法の確立

通学の安全を確保するためには通学路の設定等の他に、地域の道路や交通事情に即した通学手段を選ぶとともに、犯罪防止の視点で適切な安全管理のもとに通学するようにする。

(1) 徒歩、バス及び電車等交通機関利用による通学の安全確保

利用する交通機関は、地域や学校の実情により大きく異なる。これらの実情に応じて安全管理を行うとともに、悪天候時における安全確保についても検討しておく。

項目	具体的な取組内容
一般的安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等一人一人の通学方法の把握 ・ 集団登下校における集合場所の安全性や集団の人数の適切性 ・ 校外指導での家庭や地域の関係機関・団体等との連携 ・ 校外指導の計画的実施 ・ 部活動等で下校時刻が遅くなる場合の下校の仕方や保護者への連絡方法（交通事情や防犯等への配慮） ・ 児童生徒等の行動の自己管理の指導 等
通学方法等に応じた安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園での徒歩通園の場合の保護者から教職員へ、教職員から保護者への幼児の引渡し ・ 交通量の多い地域での対処（登校時間帯における車両進入禁止区分等の設定） ・ バス、電車等の利用者への安全確保に関する周知（乗降時や乗車中の行動、降車後の横断や移動 等） ・ 歩行者、特に高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮 等
悪天候や自然災害発生時における安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報や災害情報の入手 ・ 状況に応じた臨時休校、登下校時刻や通学路の変更等の対処 ・ 状況に応じた保護者同伴の登下校、教職員の引率等の対処 等

(2) 自転車通学の安全確保

自転車通学での安全確保は、通学における使用のきまりの遵守、自転車に関する道路交通法等関連法規の遵守、車両の点検整備、駐輪の管理、学校周辺や校門周辺における一般交通や他の生徒との混雑緩和、乗車時の行動等について安全管理を行う必要がある。

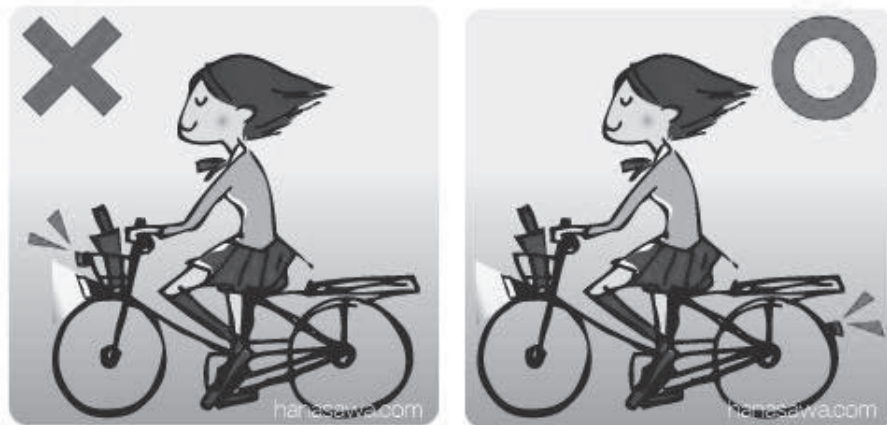
項目	具体的な取組内容
通学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車通学に関するきまり等の設定 等
点検、駐輪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校時の歩行者と自転車等の混雑緩和（時差通学等）や交錯の回避（駐輪場や経路等の調整等） ・ 定期的な点検と不良箇所の修理 ・ 駐輪場の使用法（使用場所や禁止場所の遵守、整理等） 等
乗車時の行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルメットの着用 ・ 雨天時の服装（雨具の着用、傘さし運転の禁止） ・ 防犯登録、保険への加入 ・ 悪天候、濃霧、薄暮などの交通環境の変化に対処した安全な走行 ・ 交通法規の遵守（スピード抑制、無灯火や二人乗りの禁止等） ・ 歩行者、特に高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮 等

(3) 許可を受けた二輪車や自動車による通学の安全確保

居住する場所によって徒歩や自転車での通学が困難な生徒や定時制、通信制の生徒については、二輪車、自動車免許の取得及び通学が許可される場合がある。そのため二輪車や自動車による通学での安全確保についても、通学における使用のきまりの遵守、車両の点検整備、駐車における管理、学校周辺や校門周辺における一般交通や他の生徒との混雑緩和、乗車時の行動等について安全管理を行う必要がある。

二輪車や自動車は歩行者等に対する甚大な加害事故を起こしやすいことに留意する。

項目	具体的な取組内容
通学	・ 二輪車や自動車による通学に関するきまり等の設定 等
点検、駐車	・ 登下校時の歩行者と車両等の混雑緩和や交錯の回避（駐車場や経路等の調整等） ・ 定期的な点検と不良箇所の修理 ・ 駐車場の使用法（使用場所や禁止場所の遵守、整理など） 等
乗車時の行動	・ ヘルメットやシートベルトの着用 ・ 保険への加入 ・ 悪天候、濃霧、薄暮などの交通環境の変化に対処した安全な走行 ・ 交通法規の遵守 ・ 歩行者、特に高齢者、幼児、障害のある人たち及び自転車、他の車両などへの配慮 等



赤いライトは、後ろにつけよう